

高槻市公告第 257 号

POSシステム搭載セミセルフレジ及びキャッシュレス決済対応端末の購入に係る 制限付一般競争見積募集要項

高槻市が発注する物品購入等について、下記のとおり公告します。

令和8年8月17日

高槻市長 濱田 剛史

1 見積対象物品

- (1) 案 件 名 POSシステム搭載セミセルフレジ及びキャッシュレス決済対応端末
の購入
- (2) 納 品 場 所 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 仕 様 等 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 納 入 期 限 令和9年1月11日

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8年1月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者である
こと。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けてい
ない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第22
5号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生
計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

3 質問及び同等品申請並びに回答

- (1) 受 付 期 間 令和8年8月17日 から
令和8年8月24日 午後3時00分 まで
- (2) 問 合 せ 方 法 高槻市ホームページ（POS システム搭載セミセルフレジ及びキャッ
シュレス決済対応端末の購入に係る制限付一般競争見積につい
て：以下同）に掲載の質問書（様式第5号）をFAXにて送付する
こと。（送付先は末尾記載）

※送信後、質問を送信した旨を、契約検査課担当者へ必ず電話にて

連絡すること。

- (3) 回答の方法 令和8年8月25日中に、高槻市ホームページにて質問等及び回答を公開する。

4 参加申請書の提出

見積への参加を希望する者は、参加の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類を次に掲げる方法により全て提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 制限付一般競争見積参加申請書（様式第1号）【全業者必須】
- ・ 見積参加申請時別途必要書類【令和8年度高槻市物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿に未登載業者は必須】

（詳細は（別紙1）「見積参加申請時別途必要書類一覧」参照）

※ 入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要

(2) 提出期間 令和8年8月17日から令和8年8月28日まで（必着）

※期間内であれば補正を可とする。

(3) 提出方法 ・ 郵送・持参・FAXのいずれかの方法により提出すること。

ア 受付時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

ただし、令和8年8月28日は午後3時まで。

郵送の場合は令和8年8月28日必着。

イ 提出先 大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 本館4階 総務部 契約検査課

T E L 072-674-7501 F A X 072-674-2198

※ FAXでの提出の場合は、送信後に、制限付一般競争見積参加申請書を送信した旨を、契約検査課へ必ず電話にて連絡すること。

(4) その他

ア 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書に虚偽の記載をした者は、見積に参加できない。

ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

5 見積参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書（様式第2号）を令和8年9月1日付けで申請者宛てに送付する。

なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

6 無効の見積

見積書については、次に該当する見積は無効とする。なお、無効の見積を行った者を

見積採用者としていた場合には、見積採用決定を取り消す。

- (1) 見積に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初見積参加資格がある旨を確認された者であっても、見積時点において資格を喪失した者の見積は無効とする。
- (2) 見積書に記名のない、または本市へ届出のある使用印鑑が押印されていないもの。
- (3) 見積書の記載内容もしくは押印が、入札参加資格者名簿登載事項または見積参加申請時別途必要書類と同一性が確認できないもの。
- (4) 見積金額その他重要事項の記載が不明確なもの。
- (5) 見積金額を訂正したもの。
- (6) 高槻市ホームページに掲載の様式第6号以外の見積書を使用したもの。
- (7) その他、見積に関する条件に違反したもの。

7 見積に関する注意事項

- (1) 見積は、財務規則その他関係法令等の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積書には、見積金額及び全期間金額の全ての金額を記載すること。なお、決済手数料内訳書も作成し、その合計を見積書に転記すること。
- (4) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (5) 契約書の「契約金額」欄には、上記(4)の金額を記載する。また、「消費税等相当額」欄には、課税業者の場合には消費税等額を、免税業者の場合には消費税等相当額を記載する。
- (6) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の5%相当額以上の金額を納付すること。
- (7) 免税業者については、その旨、契約検査課長に届け出ること。
- (8) 参加者が2者に満たない場合は不成立とする。
- (9) 代理人が見積書を提出する場合には、委任状及び代理人の印鑑がない見積書は無効となるため、注意すること。
- (10) 見積参加者は、担当職員の指示に従い、円滑な見積徴取に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な見積徴取の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共機関に物品を納入するにふさわしい見積参加者としての態度を保持すること。
- (11) 指定された時間を厳守すること。

7 見積徴取日時及び場所

- (1) 見積徴取日時及び場所は、次のとおりとする

日時 令和8年9月3日 午前11時00分

場所 高槻市役所 本館4階 入札室

- (2) 見積の採用方法については、まず、見積書に記載された全期間金額の合計が最も安価な者を契約予定業者とする。次に、見積金額の各単価が予定価格の範囲内である場合はその価格を採用し、範囲外である場合は減価交渉を実施する。全ての単価が採用された場合、当該業者と契約を締結する。
- (3) 見積徴取の結果、見積書に記載された全期間金額の合計が最も安価な者が2者以上あるときには、当該見積をした者によるくじ引きにより採用者を決定する。ただし、当該見積者はくじを辞退することはできない。

8 採用結果の通知

見積採用者を決定したときは、速やかに見積参加者に結果を電子メール等により連絡する。

9 契約保証金 要（契約金額の5%相当額以上）

※財務規則の定めるところにより、納付が免除となる場合あり。

10 前払金 無

11 部分払 無

12 契約書作成の要否

高槻市所定の契約書の作成が必要。契約については仕様書3. 業務の範囲（1）～（4）の各項目について、それぞれ個別に契約を締結することとする。ただし、（2）～（4）の項目に関しては協議の上、まとめて一つの契約書で契約する場合がある。

13 異議の申立て

見積を行った者は、見積後は、財務規則、契約条項、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

14 その他

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

15 問い合わせ先

高槻市 総務部 契約検査課（担当 渡邊）

TEL：072-674-7501

FAX：072-674-2198